

千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱

平成16年6月9日制定

平成19年4月1日改正

令和元年5月1日改正

令和元年7月1日改正

令和3年4月1日改正

令和5年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等を行う場合に、県が事業者に対し必要な指導を行うことにより、使用済自動車の適正処理を図り、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号、以下「法」という。）をいう。
- 二 使用済自動車 法第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。
- 三 解体自動車 法第2条第3項に規定する解体自動車をいう。
- 四 使用済自動車等 使用済自動車及び解体自動車をいう。
- 五 使用済自動車等の解体施設 使用済自動車等の保管や解体を行う施設及び取り外した部品（廃油及び廃液を含む。）の保管を行う施設
- 六 解体自動車の破砕施設 解体自動車の保管や破砕（破砕前処理を含む。）を行う施設及び自動車破砕残さの保管を行う施設
- 七 設置等 次に掲げるものをいう。
 - イ 使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置
 - ロ 破砕業者の事業の範囲の変更
- 八 解体業 法第2条第13項に規定する解体業をいう。
- 九 破砕業及び破砕業者 法第2条第14項に規定する破砕業及び破砕業者をいう。
- 十 事業者 次に掲げる者（千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（昭和61年4月1日制定）第4条第1項に規定する事前協議の対象となる廃棄物処理施設の設置等を行う者を除く。）をいう。
 - イ 平成16年7月1日以降に、新たに解体業又は破砕業を行おうとする者
 - ロ 平成16年7月1日以降に、破砕業の事業の範囲を変更しようとする破砕業者

(事業者の責務)

第3条 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければな

らない。

- 2 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。
- 3 事業者は、使用済自動車等の解体施設又は解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっては、県及び関係市町村が定めた土地利用計画及び環境保全に関する計画に適合するよう努めなければならない。

(事業概要書の作成)

第4条 事業者は、法第61条第1項、法第68条第1項又は法第70条第1項に定めるそれぞれの申請を行うときは、当該申請の概要書（別記第1号様式）（以下「事業概要書」という。）を当該申請に併せ、知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の事業概要書には次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。
 - 一 申請書（写し）
 - 二 解体（破砕）業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面、設計計算書、付近の見取り図
 - 三 計画地一覧表
 - 四 公図の写し
 - 五 土地及び施設の所有権（使用権原）を証する書類（写し）
 - 六 事業計画書及び収支見積書
 - 七 標準作業書
 - 八 その他知事が必要と認める書類

(関係市町村長に対する意見聴取)

第5条 知事は、事業概要書を関係市町村長に送付し、次の各号に掲げる事項について関係市町村長の意見を聴くものとする。

- 一 第3条第3項に規定する土地利用計画及び環境保全に関する計画への適合状況
 - 二 市町村の所管事務に係る事項
- 2 前項の関係市町村長は、意見を述べるに当たり、事業者に対し説明を求めることができる。

(現地調査)

第6条 千葉県環境生活部ヤード・残土対策課長（以下「ヤード・残土対策課長」という。）は、事業者から第4条第1項の事業概要書の提出を受けた後、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の設置及び運営)

第7条 県に、使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期するため、千葉県使用済自動車適正処理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(協議会の審査)

第8条 ヤード・残土対策課長は、事業概要書を協議会の審査に付するものとする。

- 2 協議会長は、事業概要書の審査のため必要と認める場合には、事業者に対し説明を求めることができる。
- 3 ヤード・残土対策課長は、第1項の規定により協議会の審査に付する際に事業概要書と併せて第5条第1項の規定に基づく関係市町村長の意見を協議会に提出するものとする。

(審査指示)

第9条 知事は、協議会の審査結果に基づき、必要に応じ事業者に対し使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破砕施設の設置等を行うに当たっての留意事項又は変更の指示（以下「審査指示」という。）を行うものとする。

- 2 知事は、審査指示を行うに当たり生活環境の保全に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(関係機関との調整)

第10条 事業者は、審査指示を満足させるための関係機関との調整を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示事項調整済回答書)

第11条 事業者は、審査指示の調整が終了した場合は、審査指示事項調整済回答書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、審査指示事項調整済回答書を受領したときは、これを関係機関に照会し、その内容を確認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による確認により前条の調整が終了していないと認められる場合には、事業者に対し当該事項について再度当該調整を行うことを指示するものとする。
- 4 前項の規定による調整については、第10条からこの条の第2項までを準用する。

(事業概要書の変更)

第12条 事業者は、第4条第1項の規定により知事に提出した事業概要書の内容に変更があったときは、変更に係る事業概要書を知事に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更にあつては、変更内容を知事に届け出ることによりこれに代えることができる。

- 2 第4条から第11条までの規定は、変更に係る事業概要書に準用する。

(報告の徴収)

第13条 知事は、事業者に対し、必要に応じて関係機関との調整の状況について報告を求めることができる。

(手続きの省略)

第14条 知事は、関係法令との調整及び環境保全対策の内容等から適当と認める場合には、第

5条及び第8条から第11条までの規定の全部又は一部を省略することができる。

(設置等の許可)

第15条 知事は、審査指示事項調整済回答書を受理し、設置等に係る許可申請の内容が法及び他の関係法令に適合していることを確認した後、許可を行うものとする。

(審査手続きの中断)

第16条 知事は、事業者が法及び廃棄物の処理に関し他の関係法令に基づく改善勧告、改善命令等を現に受けている場合においては、その改善等を行うまでの間、この要綱に基づく手続を中断することができる。

(台帳の整備)

第17条 知事は、第4条第1項の規定による事業概要書について、その内容を記した台帳を整備するものとする。

(提出書類の部数)

第18条 第4条第1項、同条第2項及び第12条第1項に係る書類の提出部数は、ヤード・残土対策課長の指示する部数とする。

2 第11条第1項に係る書類の提出部数は、1部とする。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。